

一括検針について

■料金算定の特例(戸数^{まい}毎)について

松山市公営企業局では、節水型都市づくりを進める観点から、使用水量が増えると料金単価が高くなる料金体系を採用しています。そのため、親メーターを検針して水道料金等を算定する共同住宅では、戸建住宅と比べて一戸あたりの水道料金が割高になる場合があります。

そこで、水道料金負担の公平性を確保するため、料金算定の特例を設け、松山市公営企業局が定める次の要件に適合したときは、入居している各戸が水道を均等に使用したとして水道料金等(水道メーター口径φ13・20mmの料金を適用)を算出し、所有者や管理会社に請求しています。

戸数毎を適用するには、所有者や管理会社からの申請が必要です。

また、入居戸数等に変更(戸数増・戸数減)がある場合も所有者や管理会社等から、あらかじめ届出が必要です。

※届け出された内容は、届け出があった日以降の料金算定から適用となるため、過去の料金に遡っての適用はされません。

※入居戸数・使用水量などの条件により、特例を適用すると料金が高くなる場合があります。

【戸数毎の適合要件】

○受水槽を設置している2戸以上の共同住宅であること。

○各戸毎にメーターを設置していること。

○親メーターから給水する全てを住宅用として使用していること。

※建物に店舗等の非住宅部分がある場合は、非住宅部分への給水は別系統である必要があります。

【問い合わせ先】

○申請についてのお問い合わせ

ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所 電話：089-915-0311

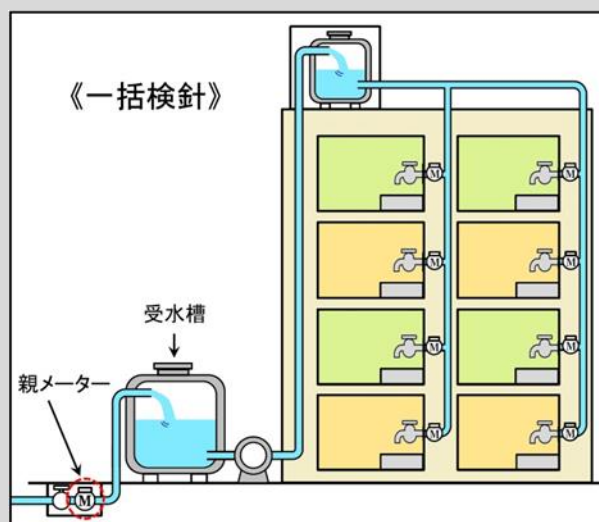
○制度についてのお問い合わせ

松山市公営企業局 上下水道料金課 電話：089-948-6530

■一括検針とは

松山市公営企業局が親メーター(共同住宅全体の使用水量を計量するメーター)を検針し、その使用水量に応じた水道料金等を所有者や管理会社に請求します。

入居者への請求は所有者や管理会社から行われます。



まい 一括検針と戸数毎の計算例

親メーターφ30mm 入居戸数20戸 使用水量1,200m³（2カ月分）の場合
 ※検針、水道料金等の請求は2カ月に1度です。計算例には下水道使用料を含みません。

【戸数毎を適用しない場合の水道料金（2カ月分）の計算例】

- ① 1カ月の使用水量を計算します。 $1,200\text{m}^3 \div 2\text{カ月} = 600\text{m}^3 / \text{月}$
 - ② ①で求めた水量で水道料金を計算します。
 $\text{①基本料金 } 3,740 \text{ 円} + \text{②従量料金 } 170,100 \text{ 円} = 173,840 \text{ 円}$
 - ③ ②で求めた水道料金を2カ月分に直します。 $173,840 \text{ 円} \times 2\text{カ月} = 347,680 \text{ 円}$
- 水道料金の請求額（2カ月分） 347,680 円**

【戸数毎を適用した場合の水道料金（2カ月分）の計算例】

- ① 1カ月の使用水量を計算します。 $1,200\text{m}^3 \div 2\text{カ月} = 600\text{m}^3 / \text{月}$
 - ② ①で求めた水量で1戸当たりの使用水量を計算します。 $600\text{m}^3 \div 20 \text{ 戸} = 30\text{m}^3 / \text{戸}$
 - ③ ②で求めた水量で1戸当たりの水道料金を計算します。（水道メーター口径φ13・20mmの料金を適用）
 $\text{③基本料金 } 990 \text{ 円} + \text{④従量料金 } 4,590 \text{ 円} = 5,580 \text{ 円} / \text{戸}$
 - ④ ③で求めた1戸当たりの水道料金に戸数をかけて、全体の水道料金を計算します。
 $5,580 \text{ 円} \times 20 \text{ 戸} = 111,600 \text{ 円}$
 - ⑤ ④で求めた水道料金を2カ月分に直します。 $111,600 \text{ 円} \times 2\text{カ月} = 223,200 \text{ 円}$
- 水道料金の請求額（2カ月分） 223,200 円**

【参考・水道料金表(上水道)】

基本料金（月額）		従量料金（月額）				
メーター口径	金額	用途	メーター口径	段階	使用水量	金額 （1㎡につき）
13mm	990円	一般用	13mm 20mm	第1段	1㎡から10㎡までの分	56円
20mm				第2段	10㎡を超え20㎡までの分	162円
25mm	第3段			20㎡を超え30㎡までの分	241円	
30mm	第4段			30㎡を超え50㎡までの分	267円	
40mm	第5段			50㎡を超え100㎡までの分	283円	
50mm	第6段			100㎡を超え500㎡までの分	288円	
75mm	第7段			500㎡を超える分	291円	
100mm	25mm以上		第1段	1㎡から20㎡までの分	195円	
150mm			第2段	20㎡を超え30㎡までの分	241円	
			第3段	30㎡を超え50㎡までの分	267円	
			第4段	50㎡を超え100㎡までの分	283円	
			第5段	100㎡を超え500㎡までの分	288円	
			第6段	500㎡を超える分	291円	
150mmを超えるものは、 公営企業管理者が 別に定める。		公衆浴場用	13mm 20mm	第1段	1㎡から10㎡までの分	56円
				第2段	10㎡を超える分	95円
			25mm以上	1㎡から		95円

➤ 従量料金の積算内訳

⑧ 料金表の水道メーター口径25mm以上を参照

第1段 @ 195 × 20 ㎡ = 3,900 円

第2段 @ 241 × 10 ㎡ = 2,410 円

第3段 @ 267 × 20 ㎡ = 5,340 円

第4段 @ 283 × 50 ㎡ = 14,150 円

第5段 @ 288 × 400 ㎡ = 115,200 円

第6段 @ 291 × 100 ㎡ = 29,100 円

合 計 170,100 円

⑨ 料金表の水道メーター口径13・20mmを参照

第1段 @ 56 × 10 ㎡ = 560 円

第2段 @ 162 × 10 ㎡ = 1,620 円

第3段 @ 241 × 10 ㎡ = 2,410 円

合 計 4,590 円

※従量料金の積算内訳

⑧料金表の水道メーター口径25mm以上を参照			
第1段 @	195 ×	20 m ³	= 3,900 円
第2段 @	241 ×	10 m ³	= 2,410 円
第3段 @	267 ×	20 m ³	= 5,340 円
第4段 @	283 ×	50 m ³	= 14,150 円
第5段 @	288 ×	400 m ³	= 115,200 円
第6段 @	291 ×	100 m ³	= 29,100 円
合 計			170,100 円

⑨料金表の水道メーター口径13・20mmを参照			
第1段 @	56 ×	10 m ³	= 560 円
第2段 @	162 ×	10 m ³	= 1,620 円
第3段 @	241 ×	10 m ³	= 2,410 円
合 計			4,590 円